

# 公益財団法人栃木県農業振興公社農地中間管理事業規程

## 第1章 総則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人栃木県農業振興公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により指定を受けた農地中間管理機構（以下「機構」という。）として、法第3条に基づき本県において作成された農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、本県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- 三 農業用施設の用に供される土地

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての連携及び協力)

第4条 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、県、市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、県農業委員会ネットワーク機構、県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、県土地改良事業団体連合会その他農業に関する県内の団体等、株式会社日本政策金融公庫等と十分連携及び協力して行うものとする。

2 市町村（農業委員会を含む。）との連携

- 一 農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

特に、人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する人・農地プラン（以下同じ。）については、市町村と

情報を共有するよう努めるものとする。

二 公社は、全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。

三 公社は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

四 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

3 公社は、法第17条第2項の規定により公表された農用地等の借受希望者の情報を市町村に提供する。

4 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「基盤強化法」という。）第4条第4項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

#### （業務の委託）

第5条 公社は、法第22条第2項の規定に基づき、農地中間管理事業に係る業務のうち、委託することが適当なもの（相談等窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、出し手及び借受希望者に対する土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることの説明等）については、「農地中間管理事業業務委託実施要領」を定め、栃木県知事の承認を受けて、市町村、市町村農業公社、県農業会議、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、県土地改良事業連合会、民間企業、農業者等に委託するものとする。

#### （事業の啓発普及）

第6条 公社は、担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理事業の啓発普及に努めるものとする。

## 第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

### （重点的に実施する区域）

第7条 公社は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている地域で、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

なお、上記以外の区域においても、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

### （滞留防止）

第8条 公社は、日頃から借受希望者の発掘に努め、農地中間管理権を取得した農用地等について、貸付けが行われず公社に滞留する期間が極力短くなるように努めるものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第9条 会社が、農地中間管理権(法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。)を取得する農用地等の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等を含まないこと。
- 二 法第17条第1項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して、当該農用地等の存する地域に十分な借受希望者が確認できること。
- 三 当該農用地等の賃料が、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて適切であると判断されること。
- 四 その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

2 前号各号の具体的な内容については、必要に応じて別途定める。

(農地中間管理権の取得の方法)

第10条 会社が、農地中間管理権を取得する方法は、地域の話合いにより作成されている人・農地プランを原則とし、農用地等の所有者(以下「出し手」という。)からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、出し手に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

2 農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

3 農地中間管理権の期間については、所有者と協議の上、極力10年以上となるようにするものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第11条 会社が、農地中間管理事業により農用地等を貸し付けるに当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散作圃の解消に資すること。
- 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 五 法第18条第4項の要件を満たすこと。

2 担い手への農地集積・集約化等の観点から、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、以下の優先順位を前提として、貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。

- 一 人・農地プランに位置付けられていて、地域の話合いで農地利用調整の協議が整った者又は年

度内に位置付けられることが確実な者。

- 二 人・農地プランに位置付けられていて、当該地域内に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行うもの。
  - 三 人・農地プランに位置付けられていて、当該地域内で農業経営を行うもの。
  - 四 上記以外の場合は、その都度検討の上判断する。
- 3 前項の各号に掲げる全ての要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して定めるものとする。
    - 一 貸し付けようとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること。
    - 二 農用地の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。
    - 三 基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）において育成しようとする農業経営を行おうとすること。
    - 四 高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。
  - 4 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（利用条件改善業務の実施基準）

第12条 法第2条第3項第3号の業務（以下「利用条件改善業務」という。）は、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸付けが予定されており、当該農用地等の具体的な貸付先の目途がついている場合であって、かつ、受け手が利用条件改善を希望する場合には、公社・出し手・受け手が協議し、その必要性を明確にした上で実施するものとする。

（相談等に応ずるための体制）

第13条 農地中間管理事業を行うに当たっては、公社内に相談等に応ずる窓口を設置するとともに、業務の委託により、市町村等にも相談等に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図る。

（農用地等の管理）

第14条 公社は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 前項の管理を行うに当たっては、第5条の業務の委託を活用するものとする。

### 第3章 農地中間管理事業の実施方法

#### 第1節 総則

（農用地等の借受け）

第15条 農用地等の賃貸借による借受けは、原則として、その賃貸借の存続期間を10年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の賃貸借の存続期間は、それぞれ当該各号に定め

る期間とする。

- 一 第3条第3号に掲げる土地 当該土地の上に建設される施設の耐用年数及び当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間
  - 二 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の賃貸借の存続期間
  - 三 混牧林地 当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間
- 2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めるときは、別に定める様式により当該農用地等の所有権を有する者と当該農用地等の貸借契約を締結又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の公告による賃借権又は使用貸借による権利の設定をするものとする。

(借受けを希望する者の募集の方法)

- 第16条 公社は、法第17条第1項の規定に基づき、毎年定期的に、市町村の区域又は人・農地プランの作成区域等ごとに、借受けを希望する者を募集するものとする。
- 2 募集は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。
  - 3 公社は、法第17条第2項の規定に基づき、第1項の募集に応募した者に関する情報を整理し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(農用地等の貸付け)

- 第17条 公社が農地中間管理権を取得した農用地等は、法第18条の規定により定める農用地利用配分計画によって賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)を行うものとする。
- 2 貸付けの期間は原則として10年とするが、当該農地について公社が有する農地中間管理権の設定期間を超えることはできない。
  - 3 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法(明治29年法律第89号)第618条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(農用地利用配分計画の作成)

- 第18条 公社は、農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成し、公社に提出するよう求めるものとする。

(契約等の解除)

- 第19条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、栃木県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は基盤強化法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

- 一 農地中間管理権の取得後、原則として1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(農用地等の利用状況の把握等)

第20条 公社は、毎事業年度終了後3月以内に、農用地等の貸付けを行った者に対し、当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積、生産数量（法第18条第4項第4号に規定する者にあつては、次に掲げる事項）を記載した報告書を提出するよう求めるものとする。

- 一 当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積及び生産数量
- 二 その者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に影響を及ぼしている影響
- 三 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
- 四 その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
- 五 その他参考となるべき事項

2 公社は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、栃木県知事の承認を受けて、当該貸付けに係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

- 一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
- 二 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。

(借賃及び貸賃)

第21条 公社が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
- 二 その他の土地については、土地の種類ごとに近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額

#### 第4章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

第22条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、栃木県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を任命する。

2 評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

(事業計画等)

第23条 公社は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、栃木県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。

3 公社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、栃木県知事に提出するとともに、これらをインターネットを利用して公表するものとする。

(区分経理)

第24条 公社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

(帳簿の記載)

第25条 公社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを1年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第26条 公社は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、栃木県知事の認可を受けるものとする。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この規程は、平成26年3月24日から適用する。

附則

この規程は、平成28年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成29年9月25日から適用する。